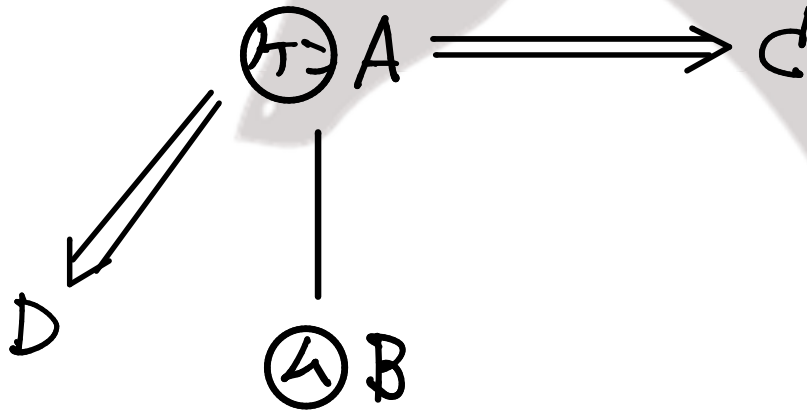


債権譲渡 宅建 H12-06-3 <<#621>>

【問】 正誤をつけよ。

Aが、Bに対して有する金銭債権をCに譲渡した。Aが、CとDとに二重譲渡し、それぞれについて譲渡通知をした場合で、Cに係る通知の確定日付はDに係るものより早い、Bに対しては、Dに係る通知がCに係る通知より先に到達したとき、Dへの債権譲渡が優先する。



【答え】 正しい

《ポイント》 債権の譲渡の対抗要件【発展】

1 債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。（民法 467 条）

⇒ 通知が債務者に到達した日時の先後により優劣を決する（最判昭 49.3.7）

⇒ 複数の確定日付ある通知が同時に到達した場合、各譲受人は全額の弁済を請求することができる（同時到達：債務者はいずれの者に弁済することもできる）